

令和7年2月通常会議
議案第68号

大津市景観法施行条例の一部を改正する 条例の制定について

令和7年3月14日
都市計画部 都市計画課

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の経緯

第2次大津市景観計画の策定（令和7年3月末）に伴い、景観法に基づく届出対象行為に係る内容を変更するため、その届出手続きを定めた大津市景観法施行条例の一部を改正するもの。

第2次大津市景観計画策定・大津市景観法施行条例改正スケジュール



2 改正の概要

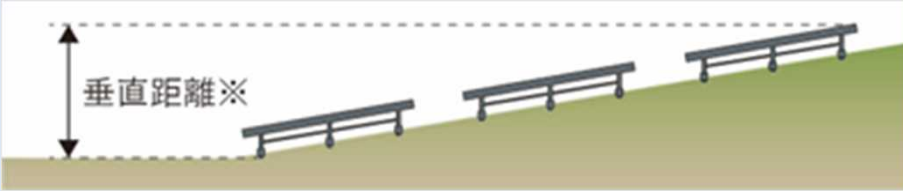
①エリア名称の変更（条例第10条第8号、同号ア～オ）

景観法に基づく届出対象行為を定めている単位である「景観区」の名称を「景観エリア」に変更する。

現計画		第2次大津市景観計画		現計画		第2次大津市景観計画
緑地景観区	▶	緑地景観エリア		市街地水辺景観区	▶	市街地水辺景観エリア
低層住宅地景観区	▶	低層住宅地景観エリア		集落水辺景観区	▶	集落水辺景観エリア
中高層住宅地景観区				砂浜樹林景観区	▶	砂浜樹林景観エリア
一般市街地景観区	▶	市街地景観エリア		山岳水辺景観区	▶	山岳水辺景観エリア
近隣商業地景観区				ヨシ原樹林景観区	▶	ヨシ原樹林景観エリア
沿道市街地景観区	▶	沿道市街地景観エリア		河畔林景観区	▶	河畔林景観エリア
商業地景観区	▶	商業地景観エリア		水辺景観特別区	▶	水辺景観特別エリア
準工業地景観区						
工業地景観区	▶	工業地景観エリア				

2 改正の概要

②太陽光発電設備等を景観法に基づく届出対象行為に追加 (条例第10条第7号シ、第8号ア～オ)

エリア	規模
緑地景観エリア 低層住宅地景観エリア 市街地景観エリア 沿道市街地景観エリア 商業地景観エリア 工業地景観エリア 市街地水辺景観エリア 集落水辺景観エリア 砂浜樹林景観エリア 山岳水辺景観エリア ヨシ原樹林景観エリア 河畔林景観エリア	垂直距離（※最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの距離）が10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000㎡を超えるもの 

2 改正の概要

③景観重点地区における景観法に基づく届出対象行為を追加 (条例第10条第8号カ、キ)

新たに定める景観重点地区（堅田、坂本、大津百町）ごとに届出対象行為を設定する。

対象行為	規模
建築物	ア 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	イ 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5 mを超えるもの
	ウ 塀の新築又は移転で高さが1.5mを超えるもの
	エ 塀の新築又は移転で長さが10mを超えるもの
	オ 塀の改築、増築で、改築又は増築後の塀の高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの
	カ 屋根等（屋根・屋上・外壁面）に太陽光発電設備等を設置する建築物の新築、改築、増築又は移転で、太陽電池モジュール等の面積の合計が10㎡を超えるもの
	キ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡を超えるもの

2 改正の概要

③景観重点地区における景観法に基づく届出対象行為を追加 (条例第10条第8号カ、キ)

対象行為	規模
工作物	種類① 高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの 種類② 高さ5mを超えるもの 種類③ 高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの 種類④ 高さが10mを超えるもの 種類⑤ 垂直距離が5mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が100㎡を超えるもの 種類①～⑤ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡を超えるもの

種類① 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁、その他これらに類するもの

種類② 煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。))

電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。))を除く。)

記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。))

彫像その他これに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)) 高架水槽

メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

種類③ 汚水又は廃水処理する施設

種類④ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。))

種類⑤ 太陽光発電設備等(太陽光を電気に変換し、または太陽熱を利用する設備及びその附属物)

2 改正の概要

③景観重点地区における景観法に基づく届出対象行為を追加 (条例第10条第8号カ、キ)

対象行為	規模
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち、1,000㎡以上のもの
木竹の伐採	以下の全てに該当する木竹の伐採 ①木竹の高さが5mを超えるもの ②林業を営むために行う木竹の伐採以外のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	以下の全てに該当する土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ①堆積の高さが1.5mを超え、若しくはその堆積に係る部分の面積が100㎡を超えるもの ②堆積された物件が外部から見通すことができる場所での堆積 ③堆積の期間が30日を超えて継続するもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更（※堅田のみ）	①切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの ②切土又は盛土により生ずる法面の長さが10mを超えるもの ③当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
水面の埋立て又は干拓（※堅田のみ）	①盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの ②長さが10mを超えるもの ③当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの

2 改正の概要

④その他

(1) 条文中のひらがなを常用漢字に変更

(条例第10条第7号ア、第8号エ、オ)

・ さく→柵 ・ へい→塀 ・ 堆積^{たい}→堆積 ・ のり面^{のり}→法面

(2) 高さの規模を示す「未満」を「以下」に変更

(条例第10条第8号エ、オ)

(3) 附則:大津市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

(大津市屋外広告物条例第5条第7号)

禁止地域を定める第5条において、景観計画において定められた景観区を準用しているため、「景観区」を「景観エリア」に変更する。

3 パブリックコメントの実施結果

- ・ 実施内容 : ①第2次大津市景観計画案
 ②大津市景観法施行条例案
- ・ 意見募集期間: 令和6年10月11日（金）～10月31日（木）【21日間】
- ・ 実施結果 : ①第2次大津市景観計画案へのご意見 10件（2人）
 ②大津市景観法施行条例改正案へのご意見 0件

4 施行日

令和7年11月1日

5 改正条文の新旧対照表

①大津市景観法施行条例

現行	改正後（案）
大津市景観法施行条例 平成18年3月17日 条例第8号 （届出を要しない行為） 第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。 （1） 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為 （2） 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為	大津市景観法施行条例 平成18年3月17日 条例第8号 （届出を要しない行為） 第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。 （1）から（6）まで （略）

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

- (3) 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）第4条第1項の規定による許可を受け、又は同条例第6条の規定による協議若しくは同条例第7条の規定による通知をして行う行為
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第9条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による許可を受けて行う行為
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項、第34条第1項若しくは第2項又は第49条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (7) 工作物（次に掲げるものを除く。）の建設等
 - ア 垣（生け垣を除く。）、さく、へい、擁壁その他これらに類するもの
 - イ 煙突又はごみ焼却施設
 - ウ アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及びサに該当するものを除く。）

改正後（案）

- (7) 工作物（次に掲げるものを除く。）の建設等
 - ア 垣（生け垣を除く。）、柵、堀、擁壁その他これらに類するもの
 - イ 煙突又はごみ焼却施設
 - ウ アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及びサに該当するものを除く。）

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

- エ 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- オ 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- カ 高架水槽
- キ 汚水又は廃水进行处理する施設
- ク メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- ケ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- コ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- サ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

（新設）

改正後（案）

- エ 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- オ 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- カ 高架水槽
- キ 汚水又は廃水进行处理する施設
- ク メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- ケ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- コ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- サ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

シ 太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属設備（以下「太陽光発電設備等」という。）（建築物の屋根若しくは屋上又は外壁面（以下「屋根等」という。）に設置するもの及びサに該当するものを除く。）

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

(8) 次に掲げる景観区（景観計画に定めるものをいう。）ごとに、それぞれ定める行為

ア 緑地景観区及び低層住宅地景観区

(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

- a 高さが10メートル以下で、かつ、延床面積が500平方メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 高さが10メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの

改正後（案）

(8) 次に掲げる景観エリア（景観計画に定めるものをいう。）及び景観重点地区（景観計画に定めるものをいう。）ごとに、それぞれ定める行為

ア 緑地景観エリア及び低層住宅地景観エリア

(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

- a 高さが10メートル以下で、かつ、延床面積が500平方メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 高さが10メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
（新設） （ウ） 面積が1, 0 0 0平方メートル未満の開発行為（都市計画法（昭和4 3 年法律第1 0 0 号）第4 条第1 2 項に規定する開発行為をいう。以下同じ。） （エ） 第5 条に掲げる行為	<u>d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの</u> <u>（a） 垂直距離（建設等を行う太陽光発電設備等（一の敷地、一団の土地又は同一の水面において一体的に利用がなされているもの（以下この号において「一体的利用設備」という。）にあっては、一の太陽光発電設備等とみなす。）の地上又は水面上の部分の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。以下同じ。）が1 0 メートル以下のもの</u> <u>（b） 太陽電池モジュール等（建設等を行う太陽光発電設備等の太陽電池モジュール又は集熱板（一体的利用設備の場合にあっては、当該一体的利用設備を構成する全ての太陽電池モジュール又は集熱板）をいう。以下同じ。）の面積の合計が1, 0 0 0平方メートル以下のもの</u> （ウ） 面積が1, 0 0 0平方メートル未満の開発行為（都市計画法（昭和4 3 年法律第1 0 0 号）第4 条第1 2 項に規定する開発行為をいう。以下同じ。） （エ） 第5 条に掲げる行為

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

イ 中高層住宅地景観区、一般市街地景観区、沿道市街地景観区、準工業地景観区及び近隣商業地景観区

(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

- a 高さが13メートル以下で、かつ、延床面積が1,500平方メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 高さが13メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの

(新設)

(ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(エ) 第5条に掲げる行為

改正後（案）

イ 市街地景観エリア及び沿道市街地景観エリア

(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

- a 高さが13メートル以下で、かつ、延床面積が1,500平方メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 高さが13メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

(ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(エ) 第5条に掲げる行為

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

ウ 工業地景観区及び商業地景観区

(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

- a 高さが15メートル以下で、かつ、延床面積が3,000平方メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 高さが15メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの

(新設)

(ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(エ) 第5条に掲げる行為

改正後（案）

ウ 工業地景観エリア及び商業地景観エリア

(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

- a 高さが15メートル以下で、かつ、延床面積が3,000平方メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 高さが15メートル以下のもの
- b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

(ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(エ) 第5条に掲げる行為

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

エ 市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区（水辺景観特別地区）（景観計画に定めるものをいう。以下同じ。）以外の区域に限る。）

（ア） 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

a 新築、増築、改築又は移転の場合において、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。）（へいを除く。）

b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のへい

c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のへい

d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

（イ） 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの

改正後（案）

エ 市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリア）（景観計画に定めるものをいう。以下同じ。）以外の区域に限る。）

（ア） 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

a 新築、増築、改築又は移転の場合において、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。）（堀を除く。）

b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の堀

c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の堀

d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

（イ） 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

- b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
- c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
- d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル未満のもの

(新設)

- e 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(エ) 政令第4条第1号及び第5号に掲げる行為

(オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為

- a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
- b 林業を営むために行う木竹の伐採

改正後（案）

- b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
- c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
- d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの

e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

- f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(エ) 政令第4条第1号及び第5号に掲げる行為

(オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為

- a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
- b 林業を営むために行う木竹の伐採

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

- (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
- a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆(たい)積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

オ 市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区（水辺景観特別地区）の区域に限る。）

- (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
- a 新築、増築、改築又は移転の場合において、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。）（へいを除く。）
 - b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のへい
 - c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のへい

改正後（案）

- (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
- a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

オ 市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリア）の区域に限る。）

- (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
- a 新築、増築、改築又は移転の場合において、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。）（堀を除く。）
 - b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の堀
 - c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の堀

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行

d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの

b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの

c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの

d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル未満のもの

(新設)

e 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

改正後（案）

d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの

b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの

c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの

d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの

e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(ウ) 面積が1, 0 0 0平方メートル未満の開発行為 (エ) 政令第4条第1号に掲げる行為のうち、切土又は盛土により生ずる<u>のり面</u>の高さが1. 5メートル以下で、かつ、長さが1 0メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの (オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為 a 高さが5メートル以下の木竹の伐採 b 林業を営むために行う木竹の伐採 (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 a 高さが1. 5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が3 0日を超えて継続しないもの (キ) 政令第4条第5号に掲げる行為のうち、盛土により生ずる<u>のり面</u>の高さが1. 5メートル以下で、かつ、長さが1 0メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの	(ウ) 面積が1, 0 0 0平方メートル未満の開発行為 (エ) 政令第4条第1号に掲げる行為のうち、切土又は盛土により生ずる<u>法(のり)面</u>の高さが1. 5メートル以下で、かつ、長さが1 0メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの (オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為 a 高さが5メートル以下の木竹の伐採 b 林業を営むために行う木竹の伐採 (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 a 高さが1. 5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が3 0日を超えて継続しないもの (キ) 政令第4条第5号に掲げる行為のうち、盛土により生ずる<u>法面</u>の高さが1. 5メートル以下で、かつ、長さが1 0メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(新設)	<u>カ 堅田景観重点地区</u> <u>(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等</u> <u>a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の</u> <u>(a) 又は (b) に掲げる建築物の区分に応じ、当該</u> <u>(a) 又は (b) に定めるもの</u> <u>(a) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物</u> <u>新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積</u> <u>の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為</u> <u>をした後の建築物の高さが5メートルを超えることと</u> <u>なるものを除く。（b）において同じ。）（堀を除</u> <u>く。）で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光</u> <u>発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が1</u> <u>0平方メートル以下のもの</u> <u>(b) (a) に掲げる建築物以外の建築物 新築、増</u> <u>築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が</u> <u>10平方メートル以下のもの（堀を除く。）</u> <u>b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル</u> <u>以下で、かつ、長さが10メートル以下の堀</u> <u>c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後</u> <u>の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メー</u> <u>トル以下の堀</u>

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(新設)	<u>d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの</u> <u>(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等</u> <u>a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの</u> <u>b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの</u> <u>c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの</u> <u>d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの</u> <u>e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの</u> <u>(a) 垂直距離が5メートル以下のもの</u> <u>(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの</u> <u>f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの</u>

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(新設)	<u>(ウ) 面積が1, 0 0 0平方メートル未満の開発行為</u> <u>(エ) 政令第4条第1号に掲げる行為のうち、切土又は盛土により生ずる法面の高さが1. 5メートル以下で、かつ、長さが1 0メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの</u> <u>(オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為</u> <u>a 高さが5メートル以下の木竹の伐採</u> <u>b 林業を営むために行う木竹の伐採</u> <u>(カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</u> <u>a 高さが1. 5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの</u> <u>b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</u> <u>c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が3 0日を超えて継続しないもの</u> <u>(キ) 政令第4条第5号に掲げる行為のうち、盛土により生ずる法面の高さが1. 5メートル以下で、かつ、長さが1 0メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が1 0 0平方メートル以下のもの</u>

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(新設)	<u>キ 坂本景観重点地区及び大津百町景観重点地区</u> <u>(ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等</u> <u>a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の</u> <u>(a) 又は (b) に掲げる建築物の区分に応じ、当該</u> <u>(a) 又は (b) に定めるもの</u> <u>(a) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物</u> <u>新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積</u> <u>の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為</u> <u>をした後の建築物の高さが5メートルを超えることと</u> <u>なるものを除く。（b）において同じ。）（塀を除</u> <u>く。）で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光</u> <u>発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が1</u> <u>0平方メートル以下のもの</u> <u>(b) (a) に掲げる建築物以外の建築物 新築、増</u> <u>築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が</u> <u>10平方メートル以下のもの（塀を除く。）</u> <u>b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル</u> <u>以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀</u> <u>c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後</u> <u>の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メー</u> <u>トル以下の塀</u>

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(新設)	<u>d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの</u> <u>(イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等</u> <u>a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの</u> <u>b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの</u> <u>c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの</u> <u>d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの</u> <u>e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの</u> <u>(a) 垂直距離が5メートル以下のもの</u> <u>(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの</u> <u>f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの</u>

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(新設)	<u>(ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為</u> <u>(エ) 政令第4条第1号及び第5号に掲げる行為</u> <u>(オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為</u> <u>a 高さが5メートル以下の木竹の伐採</u> <u>b 林業を営むために行う木竹の伐採</u> <u>(カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</u> <u>a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの</u> <u>b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</u> <u>c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。</u> <u>(大津市屋外広告物条例の一部改正)</u> <u>3 大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第5条第7号中「景観区」を「景観エリア」に改める。</u>

5 改正条文の新旧対照表

②大津市屋外広告物条例

現行	改正後（案）
大津市屋外広告物条例 平成20年12月22日 条例第53号 （禁止地域） 第5条 何人も、次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)に 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1） 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区 （2） 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち市長が特に指定する区域 （3） 滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域及び同条例第34条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域	大津市屋外広告物条例 平成20年12月22日 条例第53号 （禁止地域） 第5条 何人も、次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)に 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1）から（6）まで （略）

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(4) 大津市文化財保護条例(昭和52年条例第2号)第5条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域及び同条例第43条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域 (5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された琵琶湖国定公園の特別地域 (6) 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)第16条第1項の規定により指定された三上・田上・信楽県立自然公園及び朽木・葛川県立自然公園の特別地域 (7) 景観計画(景観法第8条第1項の規定に基づき定められたものをいう。)において定められた<u>景観区</u>のうち市長が特に指定するものの区域 (8) 鉄道、軌道、索道及び道路のうち市長が特に指定する区間並びにこれらの区間に接続する地域のうち市長が特に指定する区域 (9) 古墳及び墓地 (10) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第2項第7号に規定する政令で定める公園又は緑地	(7) 景観計画(景観法第8条第1項の規定に基づき定められたものをいう。)において定められた<u>景観エリア</u>のうち市長が特に指定するものの区域 (8) から (12) まで (略)

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後（案）
(11) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域(市長が指定する区域を除く。) (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて指定する区域 第6条から第51条まで （略）	第6条から第51条まで （略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この条例は、令和7年11月1日から施行する。</u>